

賦課金額見直しについて

組合員の皆さんには、日頃よりかづの土地改良区の運営に関しましてご理解とご協力を頂きまして、心より感謝申し上げます。

昨年度、指導機関である県から適正な運営がなされているかの検査があり、抜本的な運営体制の見直しをするよう指摘され、土地改良区役員による協議が進められました。

適正な運営のためには、10aあたり1,000円と県内で最も低い賦課金を、全県の平均額2,500円程度まで見直す必要があり、その結果、令和5年3月26日開催の通常総代会で賦課金額と運営体制の見直しをすることで議決されました。

改正後の賦課単価につきましては、下記のとおりとなりますので、組合員の皆様方にはご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

経常賦課金(10a当たり/円)

1. 地区内の田

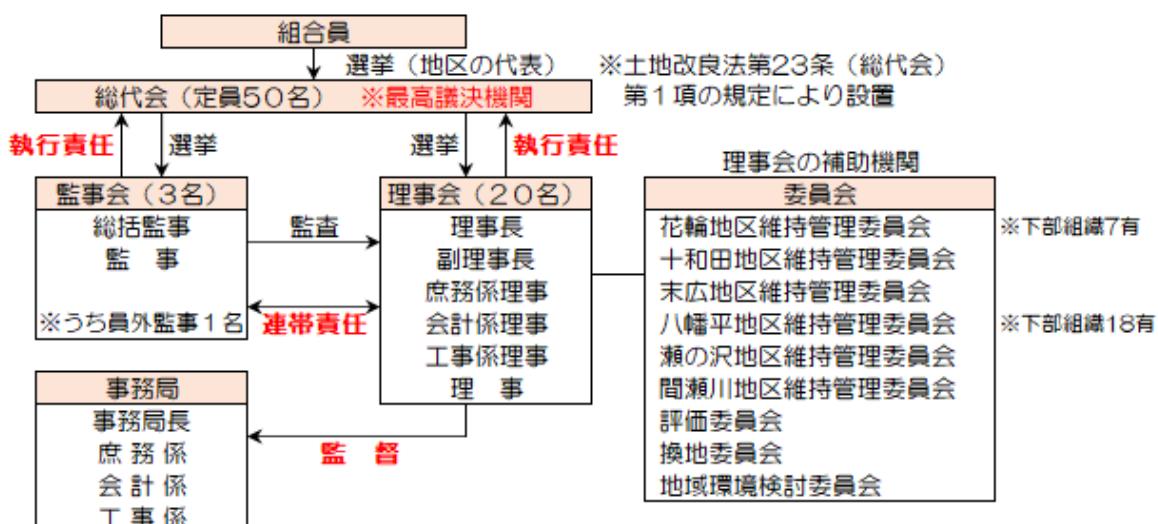
1,000円(現行) ⇒ 2,000円(改正)

2. 地区内の畠

500円(現行) ⇒ 1,000円(改正)

※その他の賦課金額についてはR5.7月発行改良区だより
3ページをご確認下さい。

改良区組織図



今後も適正な運営を図り、長期財政計画を立て、積極的に補助事業を取り入れ組合員の負担軽減を図れるよう努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。